

令和3年1月8日



一般社団法人 日本スイミングクラブ協会

「緊急事態宣言」再発令について

加盟クラブ 各 位

1月7日、菅義偉首相より、特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が、首都圏の1都3県を対象として再発令されました。また、大阪府は8日午後、京都府・兵庫県と足並みをそろえ、国に対して緊急事態宣言発令を要請することを決定しました。

東京都の1日の新規感染者数は12月31日で1,337人と初の1,000人を超え、1週間後の1月7日には2,447人と急増しました。感染拡大は首都圏に留まることなく、同日の国内感染者数は7,571人となり3日連続での最多を更新、地域別では20都府県で最多の感染者数を更新し、全国の感染拡大に歯止めがかからない状態です。

今回の緊急事態宣言のポイントは、①期間は1月8日から2月7日まで。②飲食店は午後8時までの営業時間短縮（アルコール提供は午後7時まで）、協力店舗に1日最大6万円の協力金を給付。③午後8時までの不要不急の外出の自粛要請。④イベント参加人数は5千人までが定員50%を上限とする。⑤小・中・高校へは休業要請をしない。緊急事態宣言の解除基準は、感染者数・病床状況など最も深刻な「ステージ4」からの脱却が目安です。政府は、新型コロナ対策の基本的対処方針を改定し、宣言の具体的な内容を盛り込みましたが、飲食店のほか、一定の規模以上の映画館、スポーツクラブといった運動・遊興施設などを対象に、協力金を伴わない午後8時までの時間短縮を要請しています。

当協会では、スイミングクラブは独立した業態として、内閣府の「業種別ガイドライン」に掲載されているとおり、スポーツ・フィットネスクラブに包括されないものと考えていますが、自治体によっては捉え方に差異があるようです。所属する地方行政の考え方や近隣の住民感情などを考慮のうえ、時短要請の諾否をご検討願います。

そして何よりも、自施設がクラスター発生場所とならないことを第一にクラブ運営に当たってください。万一、スイミングクラブでクラスターが発生した場合には、我々の業界全体が、名指しで営業停止要請の対象となることもあります。幸いにして、多湿環境はウイルスの感染力を弱めることはよく知られており、プール施設は徹底された塩素消毒による水質管理によって、新型コロナウイルス感染拡大防止には非常に優れた環境です。また、当協会の「JSCA ガイドライン」は、自施設と業界を守る強力な城壁でもあります。コロナ慣れすることなく、今一度初心に帰り、感染防止対策の見直しと更なるガイドライン遵守の徹底をお願い申し上げます。

以 上